省令

○厚生労働省令第三十二号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十五条の二第一号ニの規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第四十五条の二第一号ニの報奨金の額の算定） **第百三十五条の五の二**　令第四十五条の二第一号ニの報奨金の額は、支部（法第七条の四第一項に規定する支部をいう。）ごとに第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数に第三号に掲げる額を乗じて得た額とする。 一　イに掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額 イ　(1)に掲げる数から(2)に掲げる数を減じて得た数（(2)に掲げる数が(1)に掲げる数を上回る場合にあっては、零） (1)　当該支部の総得点 (2)　各支部の(1)に規定する総得点の中央値として協会が定める数 ロ　当該支部の支部総報酬額 二　各支部の前号に掲げる額を合算した額 三　各支部の支部総報酬額を合算した額に千分の〇・一を乗じて得た額 2　前項第一号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。 一　高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定健康診査その他の健康診査であって協会が定めるもの（第四号において「特定健康診査等」という。）の実施率	（新設）
二　高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定保健指導（次号において「特定保健指導」という。）の実施率 三　特定保健指導の対象者の減少率 四　支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への受診を勧奨した者の保険医療機関の受診率 五　後発医薬品（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ニに規定する後発医薬品をいう。）の使用割合	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成三十二年二月以前に用いられる都道府県単位保険料率（健康保険法第百六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。）の算定については、なお従前の例による。

第三条　平成三十二年三月から平成三十三年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第百三十五条の五の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇四」とする。

2　平成三十三年三月から平成三十四年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第百三十五条の五の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇七」とする。

告示

○国家公安委員会告示第八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十三日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　［同上］